

宿泊施設の質の向上(受入環境充実)支援事業補助金 FAQ(令和8年8月28日時点)

	項目	質問	回答
1	全般	いつから申請できるか。	特設ページ内で令和8年8月31日(月)から申請受付を開始してます。
2	全般	申請の締切はいつか。	下記の申請期間ごとに、提出いただいた交付申請書、その他関係書類をもとに、内容を審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定し、結果を通知します。予算を超える申請があった場合は、申請内容が補助対象事業の要件を満たす場合でも、不採択となることがあります。 ①申請期間: 8月31日(月)～ 9月30日(水) ⇒審査結果通知:10月30日(金)まで ②申請期間:10月 1日(木)～10月30日(金) ⇒審査結果通知:11月30日(月)まで ③申請期間:10月31日(土)～11月13日(金) ⇒審査結果通知:12月15日(火)まで ※各申請期間の審査において予算を超えた場合は、以後の申請期間の審査・受付は実施しません。
3	全般	補助要件を満たしていれば、必ず採択されるのか。	補助事業は予算の範囲内で実施するため、予算を超える申請があった場合は、申請内容が補助金対象事業の要件を満たす場合でも、不採択となることがあります。
4	全般	既に購入した物品や実施した工事は対象になるか。	補助の対象は、補助金交付の決定以降に行った契約又は発注に基づき発生した経費です。交付決定通知前に購入、工事したものは、対象になりません。
5	全般	この補助金は、毎年実施される予定か。	市から補助金を受けて、観光協会で実施している事業になりますので、次年度以降の取組みについては、市の予算確保の状況によります。
6	全般	市内で複数の旅館、ホテルを運営しているが、補助金は施設ごとに申請できるのか。	補助対象は、旅館業の営業許可を受けている施設単位です。

7	対象事業者	対象となる「ホテル・旅館」とは。	旅館業法第3条第1項に規定する旅館業の営業許可を受け、旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」を行う者です。 (京都観光モラル推進宣言事業者)の認定を受けていること、開業から5年以上が経過していること等の要件あり)
8	対象事業者	「京都観光モラル宣言」に認定を受けたかどうかどうすればわかるか。	「京都観光モラル推進宣言事業者認定を受けている事業者一覧」をご参照ください。 https://docs.google.com/spreadsheets/d/1uYOYDWv9qNab5TwK8gshm8iZecg7MVTBnWO6S8MEGmg/edit?gid=233486573#gid=233486573
9	対象事業者	(1)宿泊施設が所在する地域の自治会または町内会等に参加している。 (2)宿泊施設所在する地域において行われる地域活動等への参加・協力や地域コミュニティへ貢献している。 を証するものとは、何を提出すればいいか。	(1)名簿、自治会費の領収書など、加入が分かる書類があれば添付してください。 (2)自治会の会報、各種広報誌やホームページなど、活動・貢献の内容が分かる書類(写真等も可)を添付してください。
10	対象事業者	宿泊施設が所在する地域において行われる地域活動等への参加・協力や地域コミュニティへ貢献について、京都府、京都市と協力協定を締結していることは該当するか(例えば、災害時における帰宅困難者対策及び二次避難所に関する協力協定を府と締結している等)。	協定の締結だけでは対象となりません。地域の自主防災組織が実施する防災訓練に参加している等、施設と地域の具体的な取り組みを記載してください。
11	対象事業 【A-1】	京都指定の伝統産業指定品(74品目)はどのようなものか。	以下のページをご参照ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000041366.html
12	対象事業 【A-1】	京都指定の伝統産業指定品(74品目)やその技法を活用している」はどうすればわかるのか。	製造業者に御確認ください。 なお、京都市内に事業所(生産・加工施設)を有する事業者が作った製品に限られます。
13	対象事業 【A-1】	京都指定の伝統産業指定品(74品目)やその技法を活用している」ことの証明は必要か。	証明書等は必要ありません。 製造業者に御確認のうえ、別紙5「地場産品を活用していることの確認書」の伝統産業製品の活用の該当欄にチェックしてください。
14	対象事業 【A-1】	製造業者の本社は市外であるが、事業所が京都市にあり、市内で制作した伝統産業製品であるが、その場合対象になるか。	京都市内に事業所(生産・加工施設)を有する事業者が作った製品であれば対象です。

15	対象事業 【A-1】	製造業者の本社は市内であるが、製造業者の工場は京都市外にあり、そこで作った伝統産業製品は対象になるのか。	京都市内に事業所(生産・加工施設)を有する事業者が作った製品であれば対象です。
16	対象事業 【A-1】	物品の一部に京都指定の伝統産業指定品の製品が活用されているものも対象になるのか。	ひも部分に京くみひもを活用している製品や一部に京縫を活用している製品等も対象です。 ただし、明らかに製品のごく一部に限られ、京都指定の伝統産業指定品の製品が活用されていると認められないような製品は、対象外です。
17	対象事業 【A-1】	京都指定の伝統産業指定品であると聞いているか、製造業者がわからないものは、対象になるか。	製造業者が不明なものは対象外です。
18	対象事業 【A-1】	京都市認証木材(みやこ杣木)を使用した物品とはどういうものか。	京都市認定木材出荷証明書がある木材を使用した物品です。 実績報告時に、製材所等が発行する京都市認定木材の「出荷証明書」の写しを提出ください。
19	対象事業 【A-1】	京の木製品認証品であることの証明は必要か。	必要ありません。物品に京都市認証木材(みやこ杣木)を使用していることを証明するため、実績報告時に、製材所等が発行する京都市認定木材の「出荷証明書」の写しを提出ください。
20	対象事業 【A-1】	物品の一部に京都市認定木材が活用されているものも対象になるのか。	商品の一部に京都市認定木材が活用されていれば対象です。 ただし、明らかに製品のごく一部に限られ、京都市認定木材が活用されていると認められないような製品は、対象外です。
21	対象事業 【A-1】	物品を複数種類購入する予定である。どのように申請すればいいか。	物品の種類ごとに「地場産品を活用していることの確認書(別紙5)」を記載してください。
22	対象事業 【A-1】	物品の設置箇所が季節によって変わる等、一か所に定まらない場合は、どのように記載すればいいか。	代表的な場所を記載してください。なお、客室または建物内共用部の使用に限ります。

23	対象事業 【A-1】	みやこ杣木を使用した物品を販売しているところを教えてください。	みやこ杣木を取り扱う事業者(生産事業体)については、以下の京都市域産材供給協会のHPでご確認ください。 https://miyakosomagi-e.net/ichiran/
24	対象事業 【A-1】	「北山丸太」を活用する予定だが、伝統産業製品74品目の「北山丸太」として申請するのか、市内産木材の活用で申請すればいいのか。	京都市認証木材(みやこ杣木)の「出荷証明書」が提出できるものは、「市内産木材の活用」で申請ください。 「出荷証明書」が提出できない場合は、伝統産業製品の「北山丸太」で申請ください(北山丸太の標章シール等、、伝統産業製品の「北山丸太」に該当することを生産者・製造者にご確認ください。)
25	対象事業 【A-2】	災害用備蓄飲料水・食料とは何が対象になるのか。	購入時点で保存年限が5年以上の飲料水、食料が対象です。なお、保存年限が12か月以下となった場合は、食品ロス削減のための取組に使用しても構いません。
26	対象事業 【A-2】	災害用備蓄の更新は対象になるのか。	対象です。ただし、購入時点で保存年限が5年以上の飲料水、食料が対象です。
27	対象事業 【A-2】	毛布や布団等、災害時に備えて、通常営業時に使用しているものを買い増した場合、対象になるか。	通常の使用に供するものは対象外です。
28	対象事業 【A-2】	従業員向けの災害研修の講師謝礼や災害マニュアルの作成費用は対象になるか。	従業員向けの災害対策に要する経費も対象です。ただし、研修参加のための時間外手当等、従業員等にかかる経常的経費は対象外です。
29	対象事業 【A-2】	宿泊客向けの災害対応リーフレットの作成費は対象になるか。	対象です。
30	対象事業 【A-2】	既存の災害対応リーフレットの増刷は対象になるか。	対象ですが、本補助金を活用して、災害への備えをより一層推進し、リーフレットの改訂等に取り組んでください。
31	対象事業 【A-2】	既存の災害対応リーフレットの更新、修正は対象になるか。	対象です。

32	対象事業 【A-2】	リーフレットの一部に宿泊客向けの災害対応を記載している。リーフレット全ての作成費が対象になるか。	対象となるのは、災害対応記載部分のみです。総額を頁数で案分する等、災害対応記載部分の経費を明確にして申請してください。
33	対象事業 【A-2】	非常用トイレ等の更新は対象になるか。	対象です。
34	対象事業 【A-3】	壊れた電動ベットを修理する場合は、対象になるか。	対象外です。新規に買い替える場合は、対象です(除却費用は対象外です)。
35	対象事業 【A-3】	簡易型スロープ、簡易手すりを修理する場合は、対象になるか。	対象外です。新規に買い替える場合は、対象です(除却費用は対象外です)。
36	対象事業 【A-3】	簡易型スロープ、簡易手すりを取り付けた、取り付け費用は対象になるか。	工事費が発生するものは対象外です。工事を伴わない据え置き型のもののみ対象です。
37	対象事業 【A-3】	段差をなくす工事をした費用は対象になるか。	工事費は、対象外です。
38	対象事業 【A-4】	Wi-fi設備の新設は対象になるか。	観光マナーや京都観光モラル啓発の充実のためであれば、新設も対象です。
39	対象事業 【A-4】	Wi-fi設備の更新は対象になるか。	単なる更新は対象外です。観光マナーや京都観光モラル啓発の充実のために機能を強化してください。また、観光マナーや京都観光モラル啓発の充実内容を(別紙2)の「目的と期待する効果」に記載してください。
40	対象事業 【A-4】	多言語化(HP、広報物、館内案内等)、ディスプレイ等を買替える場合は対象になるか。	観光マナーや京都観光モラル啓発の充実のために購入する場合は、対象となります。また、観光マナーや京都観光モラル啓発の充実内容を(別紙2)の「目的と期待する効果」に記載してください。申請書の「事業目的」に記載してください。
41	対象事業 【A-4】	デジタルサイネージやタブレットも対象となるのか。	観光マナーや京都観光モラル啓発の充実のために購入する場合は、対象となります。また、観光マナーや京都観光モラル啓発の充実内容を(別紙2)の「目的と期待する効果」に記載してください。
42	対象事業 【A-4】	Wi-fi設備の機能強化は、工事費も対象になるか。	機器購入のみ対象です。回線工事等は対象外です。
43	対象事業 【A-4】	啓発のための多言語化(広報物)を増刷する場合は対象になるか。	対象です。

44	対象事業 【A-5】	これまでから毎年取り組んでいることも対象になるか。	対象です。
45	対象事業 【A-5】	地域向けイベントが補助金交付決定通知前に開催されるが対象になるか。	補助金交付決定通知前の事業は、交付対象外です。
46	対象事業 【A-5】	地域向けイベントが事業実績報告後に開催されるが対象になるか。	事業実績報告の締切以降の事業は、対象外です。
47	対象事業 【A-5】	(サステナビリティ認証制度取得)年会費は対象になるか。	新規の登録費のみ対象です。 主な対象経費 (1) 国際認証取得のための基本審査料及びシステム利用料 (2) 審査員の旅費
48	対象事業 【A-5】	サステナビリティ認証制度取得はア～ウのもの以外は対象にならないのか。	対象外です。(ア及びアに準拠した本市内でも複数の取得事例のあるイ、ウのみ対象)
49	対象事業 【B-1】	【再掲】 京都指定の伝統産業指定品(74品目)はどのようなものか。	以下のページをご参照ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000041366.html
50	対象事業 【B-1】	【再掲】 京都指定の伝統産業指定品(74品目)やその技法を活用している」はどうすればわかるのか。	製造業者に御確認ください。 なお、京都市内に事業所(生産・加工施設)を有する事業者が作った製品に限られます。
51	対象事業 【B-1】	【再掲】 京都指定の伝統産業指定品(74品目)やその技法を活用している」ことの証明は必要か。	証明書等は必要ありません。 製造業者に御確認のうえ、別紙5「地場産品を活用していることの確認書」の伝統産業製品の活用の該当欄にチェックしてください。
52	対象事業 【B-1】	工事の一部に京都指定の伝統産業品を活用しているが、どこまでが補助の対象になるのか。	京都指定の伝統産業品を活用した工事に該当する部分のみが補助の対象です。 例えば、壁紙全体を張替え、一面の壁に京都指定の伝統産業品を活用する場合は、その一面にかかる工事のみが補助対象です。

53	対象事業 【B-1】	工事の一部にみやこ杉木を活用しているが、どこまでが補助の対象になるのか。	みやこ杉木を活用した工事に該当する部分のみが補助の対象です。 例えば、一部の柱のみみやこ杉木を活用している場合、その柱に付随する工事のみが補助対象です。
54	対象事業 【B-1】	工事完了が来年度になる工事は対象になるか。	補助の対象は、交付決定通知後に着手し、令和9年2月15日までに工事・支払いが完了し、実績報告書が提出された事業です。令和9年2月15日までに実績報告書が提出できない事業は対象外です。
55	対象事業 【B-1】	2月15日までに工事が完了しなければ、補助は受けられないのか。	補助の対象は、交付決定通知後に着手し、令和9年2月15日までに工事・支払いが完了し、実績報告書が提出された事業です。令和9年2月15日までに実績報告書が提出できない事業は対象外です。
56	対象事業 【B-1】	施設改修工事を予定している。全体の工事は、年度内に終わらないが、期限までに完了する改修部分に当該補助金を活用したいが可能か。	当該部分の工事について、交付決定通知後に契約し、令和9年2月15日までに工事・支払いが完了し、実績報告書が提出できる場合は、補助金の対象です。
57	対象事業 【B-1】	客室の障子や襖、畳の新調等も工事に含まれるか。	建屋と一体と判断できるものは工事に含まれます。障子や襖、畳等、備え付けのものの改修は工事に含まれます。
58	対象事業 【B-1】	庭の改修も工事に含まれるか。どのような工事が京都市指定の伝統産業製品の「造園」に該当するかどうか	庭の改修もB-1メニューの対象です。市内の造園業者により、庭の空間そのものを創作するのであれば、伝統産業製品の「造園」の対象とな可能性があります。また、庭の個別の構成要素(灯籠、鹿威し等)を追加するような場合は、伝統産業製品の「造園」には該当しませんが、当該構成要素が伝統産業製品(74品目)に該当する場合は、B-1メニューの対象となります。
59	対象事業 【B-1】	どのような工事が「伝統建築」の対象となるのか。	伝統建築とは、大工や板金、左官、建具などにより古くから伝えられた技で、自然の木を使い造り上げるものになりますので、壁、床、天井等、どのような技法で工事するかを確認して判断することとなります。具体的な工事内容が決まりましたらご相談ください。
60	申請書類	(別紙2)「補助事業の目的、内容及び計画」の1事業目的「目的」と期待する効果」欄にはどのようなことを書けばいいのか。	本事業の主旨(宿泊施設の質の向上の観点)を踏まえ、記載例を参考に【現状の取組】【補助対象事業】【補助対象事業の目的】【期待する効果】を記載してください。

61	申請書類	設置場所が月毎でかわる場合、どのように記載すればいいか。	主な設置場所を記載してください。なお、地場産品を活用した製品は客室または建物共用部の設置に限ります。
62	申請書類	宿泊税の納入にかかる領収書を紛失している場合、どのようにすればいいか。	納税証明書を提出してください。
63	申請書類	宿泊がなく(修学旅行生しか宿泊がなく)、宿泊税の納税のない月があるが、何か提出しなければならないか。	申請フォームの備考欄にその旨記載してください。
64	申請書類	価格が表示されているウェブサイト(Amazonやアスクル等)も見積書となるか。	ウェブサイト(Amazonやアスクル等)の価格がわかるスクリーンショットを見積書として提出いただくこともできる。なお、支払いは銀行振込に限りますのでご注意ください。
65	事業実績報告	クレジットカードによる支払いはできないのか。	補助対象経費の支払いは、銀行振込に限ります。実績報告時に「銀行振込受領書」の写しを提出してください。
66	事業実績報告	導入物品等一覧表の耐用年数はどのように記載すればいいのか。	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第一に基づき、記載してください。例えば、木製家具の耐用年数は「8年」です。